

平成29年度第1回流山市入札監視委員会 会議録

1 日 時

平成29年10月5日（木）午後2時

2 場 所

流山市役所第2庁舎3階 306会議室

3 出席委員

倉橋透 委員長
村岡豪 委員
田村茂雄 委員

4 出席事務局

総務部	水代部長
財産活用課	伊藤課長、齊藤課長補佐、高野契約係長 友松主事、八幡事務員
上下水道局	兼子次長
経営業務課	秋谷課長補佐、勝俣主事

5 工事担当課

教育総務課	大塚施設整備室長、横山主査
水道工務課	鈴木工務係長、関口主査
道路管理課	遠藤次長、香月主事

6 審議事項

- (1) 抽出事案の審議について
- (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告
- (3) 次回審議事案の抽出について
- (4) その他

7 協議状況

開会 午後 2 時

閉会 午後 3 時 45 分

総務部長の挨拶及び契約担当課職員の紹介後、財産活用課長補佐から入札監視委員会の審議対象の説明があり、委員会の次第に沿って会議が開催された。

協議事項

(1) 抽出議案の審議について

① 流山市立南流山小学校校舎増築工事（建築工事）

【一般競争入札・市長部局】

[事務局入札概要説明]

[担当課工事概要説明]

倉橋委員長

増築工事を行う理由と将来的な流山市の児童数の見通しはどうか。

大塚施設整備室長

流山市の急激な人口増により、区画整理地区では児童数が増加しており、今回の増築工事はそのためのものである。現在も人口増加が続いているため、児童の数は増加していく見通しである。

村岡委員

入札方法に「2者により構成される特定建設工事共同企業体方式」とあるが、JVによる入札を2者に限定しているのはなぜか。

伊藤課長

過去の実績においても特定建設工事共同企業体方式の発注は2者で行っており、今回の案件についても2者で行うことができると判断したためである。

倉橋委員長

7億円を超える工事を単体で請け負うことのできる市内業者は存在しないのか。

伊藤課長

今回のような高額な案件の場合は、市内業者単体で請け負うことが困難な場合がある。

村岡委員

受注した共同企業体の構成員であるサンコーテクノ（株）は過去にどのような工

種の工事を請け負っている業者なのか。

高野契約係長

主に市内の建築工事を受注している実績がある。

伊藤課長

サンコーテクノ（株）はアンカーボルトについて特許を取得しており、世界的にもシェアのある会社である。

倉橋委員長

公告文において入札保証金が免除されているが、免除することが基本的な流れになっているのか。

高野契約係長

基本的には入札保証金は免除しているが、その代わりに落札後、契約時に契約保証金という形で受注金額の10%以上を現金や保証証券などによって受領している。

村岡委員

増築による児童の受け入れ可能数はどれくらい増えるのか。

大塚施設整備室長

増築前は1,000人の受け入れが可能であったが、今回の増築工事を行うことでの1,500人程度まで受け入れ可能となる。

田村委員

代表構成員以外の市内業者が12者しか存在しないため、今回の入札は市内業者12者に限定されているものなのか。

伊藤課長

代表構成員以外の参加条件が市内に本店があることとしているため、市内業者に限定されているものである。

田村委員

公告文において、「本件の共同企業体の構成員は、本件の他の共同企業体の構成員を兼ねてはならない」とあるが、これはどういった意味であるか。

齊藤課長補佐

本工事で共同企業体を結成した代表構成員及び構成員は他の工事で代表構成員又は構成員として参加できないことを意味している。

② 東深井舗装本復旧工事

【一般競争入札・上下水道局】

[事務局入札概要説明]

[担当課工事概要説明]

倉橋委員長

総合評価一般競争入札（特別簡易型）評価点数審査表において、（株）市村工業の本市工事成績による加算点数が0点となっているが、この根拠はなにか。

秋谷課長補佐

公告日時点の年度から起算して過去2年間分の工事成績の平均点が65点を越えなかつたため、流山市建設工事総合評価一般競争入札（特別簡易型）落札者決定基準により、加算点を0点とした。

村岡委員

入札参加資格において、Aランクのランク付けと本市工事成績は関連性があるものなのか。

秋谷課長補佐

ランク付けは有資格者名簿登載時における経営事項審査の点数に基づいて決定されるため、流山市の工事成績との関連性は少ない。

田村委員

総合評価一般競争入札（特別簡易型）評価点数審査表の各項目の点数について、入札参加業者は事前に知ることができるのか。

秋谷課長補佐

入札結果閲覧簿にて各業者の価格点や加算点について公表しているが、加算点の内訳については、入札に影響が出てしまうため、公表はしていない。

例外として、過去2年間の工事成績の平均点数については、窓口にて問い合わせがあれば各業者ごとに個別で回答している。

倉橋委員長

市道だけでなく私道についても復旧工事がなされたということか。

関口主査

市道だけではなく、私道の復旧工事も実施した。

③ 道路補修工事（東深井・江戸川台西幹線）

【随意契約・市長部局】

[事務局随意契約概要説明]

[担当課工事概要説明]

田村委員

本工事は別に発注した下水道埋設工事をした道路の路面補修工事ということですか。

遠藤次長

そのとおりである。

田村委員

下水道埋設工事の発注額はいくらであるか。

遠藤次長

路面補修の工事については、税抜価格で1,680万円である。埋設工事と合わせるとおおむね税抜価格で3,000万円程度である。

田村委員

単なる本復旧工事ではなく道路の補修も兼ねた工事ということですか。

香月主事

当該工事については、路盤の改修が必要となったことから、道路の補修として行った工事である。

倉橋委員長

表層復旧期間とは、管を埋めた後にアスファルトで簡易的な処理をしたことですか。

香月主事

そのとおりである。表層復旧期間の翌年度に簡易的な舗装部分を再度舗装し、舗

装をより強固なものにする作業を行っている。

遠藤次長

管は下水道埋設工事を実施した時に埋戻しをしており、翌年度に路盤を補修している。

村岡委員

仮復旧から補修まで一体で発注できなかった理由は何か。

香月主事

平成27年度に管の埋設を行う際に、路盤が通常の構成よりも弱い状態であったため、急きょ補修を行った経緯があったため、別発注となった。

兼子次長

補足説明として、上下水道局の下水道担当において管を埋めた際に補修を行っており、その後の路盤改良と合わせて随意契約となった。

遠藤次長

今採用している手法として、埋め戻したあとに1年置いて路盤を落ち着かせてから舗装をかける手順を採用している。

村岡委員

路盤を安定させる期間を含めて、別々の契約になってしまったということか。

遠藤次長

今回の工事は発注者が予測できない部分もあり、下水を埋設する際に所定の路盤が入っていないかったため、急きょ路盤を入れ替えたため、別の契約となった。

倉橋委員長

他の箇所でも今回のような路盤が入っていない箇所が存在するのか。

遠藤次長

今回のような箇所が他にも存在する可能性はあるが、ほとんどの箇所では所定の

路盤は入っている。今回の箇所は補助幹線であり、古い道路であったため状態が悪い路盤であった。

田村委員

今回随意契約を行ったことは例外的な案件ということでよいか。

遠藤次長

そのとおりである。

(2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

① 市長部局発注（財産活用課から報告）

[事務局説明（市長部局）]

倉橋委員長

指名停止措置の運用状況について、同じ案件で指名停止となっている業者が複数存在するが、停止期間が業者によって違う理由はなぜなのか。

高野契約係長

指名停止期間が異なるのは、流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準に基づいて談合に関わった業者の指名停止理由が個々の業者ごとに異なるためである。今回の消防デジタル無線機器に関し、公正取引委員会が公表している排除命令書等により、指名停止した5者の関係が公表されており、各納入メーカそれぞれの談合等の関わり（度合い）が示されており、その内容に応じて課徴金を納める額や減免措置の適用等があることが掲載されている。

このことから、本市においてはこれらの事実を踏まえ、指名停止基準に基づいて課徴金の減免などがあった場合、情状酌量の措置などの理由より、指名停止期間が1／2に短縮することができるため、各業者の指名停止期間は異なるものである。

なお、当該停止期間の考え方などについては、千葉県や他市等もほぼ同様な基準で実施している。

倉橋委員長

冒頭の総務部長の挨拶において、社会保険の完備を入札に参加するための条件にするとあったが、その条件を適用することで入札参加可能業者が減ることはあるのか。

高野契約係長

平成28年4月から元請業者に対して社会保険の加入を呼びかけており、元請業者は全て社会保険に加入をしていることが確認できている。平成30年2月以降は一次下請け業者についても社会保険の加入を必須とする。元請業者が選定する下請け業者については、一部社会保険未加入業者が存在するため、平成29年夏に市内の建設業者を対象に一次下請け業者の社会保険加入義務の周知を行った。（半年間の

周知期間を設けている。)

倉橋委員長

総合評価方式について、今後加算点数の配分や項目を見直す予定はあるのか。例として、働き方改革について考慮したり、労働基準監督署から指摘を受けた場合は総合評価の点数を減点したりすることである。

高野契約係長

総合評価項目については、建設業者との意見交換の中で、今後技術者育成の加点などの項目の見直しを検討しているが、労働環境の項目について検討するかは未定である。

② 上下水道局発注（経営業務課から報告）
[事務局説明（上下水道局）]

倉橋委員長

上下水道局において、総合評価方式を採用する場合はどのような基準があるか。

秋谷課長補佐

平成28年度発注工事では、土木工事が2,000万円以上、管工事が5,000万円以上、舗装工事が1,000万円以上について総合評価の対象としている。
(※平成29年度発注工事では、土木工事が8,000万円以上、管工事が5,000万円以上、舗装工事が1,500万円以上について総合評価の対象としている。)

倉橋委員長

総合評価に関する入札結果閲覧簿について、(株)市村工業の本市工事成績による加算点数が0点ではないのは、抽出議案②東深井舗装本復旧工事の工事評価点が含まれているからであるか。

秋谷課長補佐

工事成績は工種により異なるため、(株)市村工業の工事評価点が異なっている。
(抽出議案②は“舗装工事”であり、入札結果閲覧簿には“土木一式工事”的案件が掲載されている。)

村岡委員

随意契約案件「向小金雨水幹線立坑築造工事」について、附帯工事も合わせて随意契約となった理由がなにか。

兼子次長

JRの線路下に雨水幹線の立坑をそれぞれ掘る工事であるが、そのなかで流入部分の工事について同じ業者でないと作業が困難であるため、随意契約として同じ業者に依頼している。

秋谷課長補佐

本体工事をJRが施工しており、その下請け業者と随意契約を行っている。

倉橋委員長

JRの下請け業者と契約することにより、金額を抑えることができるということか。

水代部長

南柏駅付近のJRの線路下を抜く工事である。本体の工事はJRが委託した業者が請け負っており、資材についてもJRが管理している。そのため、本市で新たに発注するよりも資材や人件費などを抑えることができ、工期についても短くなるため、流山市の有資格者名簿に登載されていない業者であったが、随意契約を締結した。

(3) 次回審議事案の抽出について

倉橋委員長

次回の委員会の審議案件として、市長部局発注工事は、一般競争入札については、「盛土造成工事（H28-5）」、随意契約については「道路築造工事（H27-1）に伴う附帯工事」

上下水道局発注工事は、一般競争入札については、「江戸川台浄水場配水池改修工事」随意契約については「向小金雨水幹線立坑築造工事」とすることでよろしいか。

[全員了承]

(4) その他

特記事項なし

倉橋委員長

次回の入札監視委員会は平成30年2月5日（月）の午後2時からとしたいがよろしいか。

[全員了承]

次回の入札監視委員会は平成30年2月5日（月）を第一候補、予備日は平成30年2月6日（火）とする。

※その後の調整により、平成30年2月6日（火）の午後2時より入札監視委員会を実施する予定。（予備日は平成30年2月7日（水）とする。）

特に質問がなければ、以上で委員会を終了する。